

第10回農業委員会定例会(議事録)

午前 10時 00分	
1. 日 時	平成28年10月31日(月)
午前 11時 00分	
2. 場 所	竹原市民館 3階 第5会議室
3. 出席委員	1 日下委員, 2 石本委員 3 土居委員, 4 信友委員, 5 佐伯委員, 6 沖野委員, 7 山本委員, 9 吉木委員, 10 井上委員 11 西野委員, 12 祐本委員
欠席委員	—
4. 説明員	桶本事務局長, 道面主任主事, 西原技師
5. 審議案件	議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第33号 事業計画変更承認申請について 議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第35号 非農地証明について 報告第2号 農地法第3条の3第1項の届出について

議 長	<p>みなさん、おはようございます。</p> <p>それでは、ご案内申し上げた時間になりましたので、只今から第10回竹原市農業委員会総会を開催致します。</p> <p>では、まず本日の欠席委員はございません。農業委員会等に関する法律第21条により、在任委員の過半数の出席がございますので、本会議が成立していることを宣言いたします。</p> <p>日程第1、「会期の決定」を議題と致します。</p> <p>お諮り致します。今期農業委員会総会の会期は本日一日と致したいと思います。これにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p> <p>ご異議なしと認めます。よって会期は、本日一日と決定致します。</p> <p>日程第2、「会議録署名委員の指名」を2番石本委員と3番土居委員を指名致します。</p> <p>それでは日程3、議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。</p> <p>事務局職員をして議案の説明を申し上げます。</p>
局 長	<p>それでは、議案第32号について説明致します。</p> <p>本議案は農地法第3条に基づく許可申請でございます。</p> <p>申請人は、譲渡人Aさん、譲受人Bさんからの申請、権利関係につきましては、所有権移転となっております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりましたので、これより現地確認を行った結果について、7番山本委員からご報告をお願いします。</p>
7 番	<p>それでは、私から現地確認を行った結果をご報告いたします。</p> <p>申請地は、福田町の打越住宅バス停より東に約300mに位置し、現地確認時、みかんが作付されておりました。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>農地法に基づく農地権利移動の許可の検討事項について、事務局より説明をお願いします。</p>
局 長	<p>それでは私のほうから本議案について、審査基準の全ての項目ごとに申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているか否かを検討した結果をご説明致します。</p> <p>まず、譲受人が今回取得する農地を含めて、全ての農地において耕作するかどうか</p>

	<p>かについてですが、申請書や譲受人から提出された営農計画及び、申請時間聞き取りにより、譲受人が権利取得後に全ての農地で耕作を行うことが認められ、審査基準に適合しております。</p> <p>次に、権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に常時従事するかどうかについては、申請書に記載された従事日数や申請時間聞き取りにより、権利取得後も農作業に常時従事すると認められ、審査基準に適合しております。</p> <p>次に権利を取得する者が取得後において農地の面積の合計が農地法3条における下限面積に達しているかどうかについてですが、譲受人は地域の下限面積に適合する面積の耕作を行っており、基準に適合します。</p> <p>次に、当該農地を効率的に利用することが出来るかについてですが、該当農地が譲受人の住所より耕作可能な位置にあり、利用は容易で、農機具、農作業労働力についても、確保されていることを、申請書、営農計画及び申請時間聞き取りにより確認しており、譲受人は農地を効率的に利用出来ると認められます。</p> <p>最後にこれら以外の審査項目については、該当する事項はありませんでした。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>これより質疑に入ります発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑なし」の声あり</p> <p>これをもって質疑を終結致します。</p> <p>お諮りします。議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p> <p>異議なしと認めます。よって議案第32号は原案のとおり決定いたしました。次に日程4、議案第33号「事業計画変更承認について」を議題と致します。事務局職員をして議案の説明を申し上げます。</p>
<p>局 長</p>	<p>それでは、議案第33号について説明致します。</p> <p>本議案は、農地法第5条に基づく事業計画変更承認の申請でございます。貸渡人は件数1 Cさん、件数2 Dさん、件数3 Eさん、Fさん、借受人(申請人)Gさんです。農地法第5条第1項の規定に基づき(一時)転用許可を受けた土地について、その転用事業計画を変更するため、事業計画変更承認を申請するものです。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたので、これより現地調査を行った結果について、7番山本委員からご報告をお願いします。</p>
<p>7 番</p>	<p>申請地は吉名町の毛木バス停留所より北に約50mの位置で、残土の搬入が行われていました。</p> <p>報告は以上です。</p>

議 長	農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明をお願いします。
局 長	<p>まず、本件は平成26年9月18日に農地法第5条に基づく一時転用許可を受けたものです。今回の申請は、残土搬入計画の変更で、境界が協議中の箇所については約2m控えて残土を搬入するよう計画していましたが、境界の協議が整ったことにより境界まで残土を搬入するよう計画を変更するものです。残土搬入区域を変更したことにとまなうもので、今回の申請は許可を受けた者が転用目的の変更を希望する場合に当たります。また、農地への復元期間を許可の日から2カ年としていましたが、許可の日から4カ年に延期するものです。</p> <p>審査基準について検討した結果を報告します。</p> <p>まず、許可目的達成が困難になったことが転用事業者の故意又は過失によるものではないと認められるかについては、境界の協議が整ったことにより、事業計画を見直す必要が出てきたものであり、認められると考えます。</p> <p>次に変更後の転用事業が変更前の転用事業に比べてそれと同程度又はそれ以上の緊急性及び必要性があると認められるかどうかについてですが、農地全体の有効活用が図られ、認められると考えます。</p> <p>次に変更後の転用事業がその事業計画に従って実施されることが確実であると認められるかどうかについては、申請書や申請時間取りにより、事業の実施が確実であると考えます。</p> <p>次に変更後の転用事業により周辺の地域における農業等に及ぼす影響が、変更前の転用事業による影響に比べてそれと同程度又はそれ以下であると認められるかどうかについては、境界の協議が整った状況での計画であり認められるもの考えます。</p> <p>次に変更後の転用事業が農地法に規定する農地転用に関する許可基準により許可相当であると認められるかについてですが、これについても認められるもの考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
土居委員	境界の協議が整ったのは、件数1、件数2だけなのか。
事務局	件数1、件数2のみで、件数3は当初から整っております。履行期間の延期につきましては、同一区域であり、事業計画の内容から全件数とも履行期間を2カ年延期するものです。
議 長	<p>これをもって質疑を終結します。</p> <p>お諮りします。議案第33号「事業計画変更承認申請について」は、原案のとおり決することにご異議はありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p> <p>ご異議なしと認めます。よって議案第33号は、原案どおり許可いたします。</p>

<p>局長</p>	<p>それでは日程 5、議案第 3 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。</p> <p>事務局職員をして議案の説明を申し上げます。</p> <p>それでは、議案第 3 4 号について説明致します。</p> <p>本議案は農地法第 5 条に基づく許可申請でございます。</p> <p>件数 1 は、譲渡人 H さん、譲受人 I さんからの貸借権設定の申請で、事業計画は太陽光発電施設となっております。</p> <p>件数 2 は、譲渡人 J さん、譲受人 K さんからの所有権移転の申請で、事業計画は駐車場及び多目的広場(サッカー場・ラグビー場等)となっております。</p> <p>件数 3 は、譲渡人 L さん、譲受人 M さんからの貸借権設定の申請で、事業計画は太陽光発電施設となっております。</p> <p>件数 4 は、譲渡人 L さん、譲受人 N さんからの貸借権設定の申請で、事業計画は太陽光発電施設となっております。</p> <p>件数 5 は、譲渡人 L さん、譲受人 M, N, O さんからの貸借権設定の申請で、事業計画は太陽光発電施設への進入路となっております。</p> <p>件数 6 は、譲渡人 L さん、譲受人 M, N さんからの貸借権設定の申請で、事業計画は太陽光発電施設への進入路となっております。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたので、これより現地確認を行った結果について、7 番山本委員からご報告をお願いします。</p>
<p>7 番</p>	<p>それでは、私から現地確認を行った結果をご報告いたします。</p> <p>件数 1 は、下野町にある大井公民館より南西へ約 1 5 0 m の位置にある農地で、現地確認時、草刈等が行われ一部耕作されていました。</p> <p>件数 2 は、東野町にある東野公民館より南へ約 1 0 0 m の位置にある農地で、現地確認時、耕作されていませんでした。</p> <p>件数 3、件数 4、件数 5、件数 6 は、竹原市役所より北東へ約 2.5 km の位置にある農地で、現地確認時、草刈が行われていました。</p> <p>報告は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>農地法に基づく農地転用および農地権利移動の許可の検討事項について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>局長</p>	<p>それでは本議案について、審査基準の全ての項目ごとに申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているか否かを検討した結果をご説明致します。</p> <p>まず、立地基準の審査ですが、件数 1、件数 2 は都市計画区域内の用途指定区域内であり、3 種農地と判断いたします。よって立地基準については、原則許可することとなっております。件数 3、件数 4、件数 5、件数 6 は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で 2 種農地と判断いたします。2 種農地の立地基準については、他に代替する土地がないと認められる場合は許可することとなっております、立地基準の許可要件は満たしているものと思われま</p>

	<p>次に一般基準の審査で、まず信用及び資力については、全件数とも譲受人は過去に違反転用はなく、資力も資金証明等が添付されています。</p> <p>次に許可を得た後、遅れることなく申請目的どおりの事業を実施するかどうかについては、全件数とも申請書類、また、申請時の聞き取りで、許可後遅滞なく事業の用に供することを確認しております。</p> <p>次に申請に係る事業施行に関して、他法令の許可等の申請が必要かどうか、また必要な場合の許可等の見込み状況につきましては、件数1は、再生可能エネルギー発電設備認定済みで、件数3、件数4は、再生可能エネルギー発電設備認定申請中です。件数2、件数5、件数6につきましては、他法令の申請は不要となっています。</p> <p>次に申請地の計画面積の妥当性については、全件数とも申請書、申請時の聞き取り及び現地確認により、事業計画の規模からみて、妥当であると認められます。</p> <p>次に周辺農地への営農に支障が有るか無いかということですが、全数とも被害防除計画、申請時の聞き取り、現地確認等で、今回の農地転用で周辺農地への営農に支障は出ないものと認められます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
2 番	<p>太陽光発電施設に転用する場合、雨水処理はどうなっているのか。下流の民家への影響はないのか。</p>
事務局	<p>件数1、件数3、件数4について、造成工事は整地のみで、従前のおり自然流下となっております。又、下流には砂防堰堤が2基整備されております。</p>
議 長	<p>これをもって質疑を終結致します。</p>
	<p>お諮りします。議案第34号「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案のとおり決定することにご異議はありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
	<p>異議なしと認めます。よって議案第34号は原案のとおり決定いたします。</p>
	<p>次に日程第6、議案第35号「非農地証明について」を議題と致します。事務局職員をして議案の説明を申し上げます。</p>
局 長	<p>それでは、議案第35号について説明致します。</p>
	<p>本案件は非農地証明申請に関する案件です。</p>
	<p>申請人はPさんで、申請事由については、平成3年頃まではみかんを栽培していたが、耕作していた両親が亡くなり、それ以降耕作していない。今後においても耕作の予定はなく、この度地目変更登記申請を行うため、本申請に及んだものです。</p>
	<p>説明は以上です。</p>

議 長	事務局の説明が終わりましたので、これより現地調査を行った結果について、7番山本委員からご報告をお願いします。
7 番	<p>それでは、私から現地確認を行った結果をご報告いたします。</p> <p>申請地は、高崎町の今井政之展示館前バス停より西に約200m付近にあり、道幅が狭く、木が茂り当日現地確認が難しい場所ということで、事務局と私が事前に現地の調査し、写真等で当日報告を行い耕作されていないこと確認しました。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	非農地証明の審査事項について説明をお願いします。
局 長	<p>それでは、申請書等に記載された内容が当該審査基準に適合しているか否かを検討した結果をご報告いたします。</p> <p>申請地は、現地確認及び申請時間取り等から、転用の事実から20年以上経過しているものと認められ、又、耕作不便等で耕作不能な状態であると認められ、農地転用行政上も支障がないものと判断します。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑なし」の声あり</p> <p>これをもって質疑を終結致します。</p> <p>お諮りします。議案第35号「非農地証明について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に日程第7、報告第2号「農地法第3条の3第1項の届出について」事務局職員をして報告申し上げます。</p>
局 長	<p>それでは、報告第2号について説明を致します。</p> <p>農地法第3条の3第1項により、相続等により権利を取得され、農業委員会に届け出のあった9月分の件数、筆数、面積等について報告いたします。詳細につきましては、参考資料の届出台帳をご覧ください。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。
事務局	<p>①太陽光発電施設へ転用許可申請する場合の添付書類について</p> <p>②受付時の添付書類対応及び許可書交付時の対応について</p>

議 長	<p>③許可日について</p> <p>④農業委員会法の改正に伴う対応について</p> <p>以上をもちまして、第10回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。</p>
-----	--

上記のとおり会議の顛末を記し，相違ないことを証するため，ここに署名する。

平成28年11月30日

議長(会長) 祐本 征武

署名委員 石本 進

署名委員 土居 民喜